

Intellectual Property Newsletter No. 71



Contents

特許侵害

国外のサーバから日本国内のユーザに向けてプログラムを配信する 行為について特許侵害を肯定した事例

知財高裁(2部) 令和4年7月20日判決〔動画コメント表示機能事件〕

商標法

商標法53条の2の適用可否が争われた事例

知財高裁(4部) 令和4年9月12日判決〔つめ磨き商標事件〕

著作権

プログラムの著作物該当性

東京地裁(46部) 令和4年8月30日判決〔在宅医療用アプリ事件〕

執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

国外のサーバから日本国内のユーザに向けてプログラムを配信する行為について特許侵害を肯定した事例

田中 想音
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和4年7月20日判決(平成30年(ネ)第10077号)裁判所ウェブサイト〔動画コメント表示機能事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、いずれも名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許第4734471号に係る特許(「本件特許1」)及び特許第4695583号に係る特許(「本件特許2」)を有する控訴人(「X」)が、被控訴人ら(「Yら」)が提供するコメント付き動画共有サービスに用いられているプログラム(「Yらプログラム」)等は本件特許1の請求項9及び10に係る各特許発明(「本件発明1」)並びに本件特許2の請求項9ないし11に係る各特許発明(「本件発明2」)の技術的範囲に属し、YらによるYらプログラム等の生産、譲渡、貸渡し及び電気通信回線を通じた提供(「譲渡等」)並びに譲渡等の申出は本件各特許を侵害すると主張し、Yらに対して、①特許法100条1項に基づき、Yらプログラム等の生産、譲渡等及び譲渡等の申出の差止め、②同条2項に基づき、Yらプログラムの抹消、③民法709条及び同法719条に基づき、損害賠償金の内金1億円及び遅延損害金の連帯支払を求めた事案です。

本件発明1は、動画と共にコメントを表示する表示装置及びプログラムに関する発明であり、具体的な実施態様としては、動画再生時間に応じてコメントを動画上に順次表示し、画面の右側から左側に移動表示した後、動画の表示欄(第1の表示欄)と一部のみが重なる別の表示欄(第2の表示欄)の内側であり、かつ、動画の表示欄(第1の表示欄)の外側に表示するようにすることにより、コメントそのものが動画に含まれるものではなく、動画に対しユーザが書き込んだものであることを把握可能にし、コメントの読みにくさを低減させる効果を奏するというものでした¹。

第1審判決([東京地判平成30年9月19日裁判所ウェブサイト](#))

は、Yらプログラム等が本件各発明の技術的範囲に属するものとは認められないとして、Xの請求を棄却しました。これに対し、Yらが控訴したところ、本判決は、Yらプログラム等が本件発明1の技術的範囲に属すると判断したうえで、本件特許の無効等のYらの抗弁をいずれも排斥して特許侵害を肯定し、本件特許1に基づく差止請求及び損害賠償請求(認容額1億円)を認容する判決を下しました。

本判決の争点は多岐にわたりますが、本稿では、Yらプログラムが海外のサーバを経由して提供されている場合においても日本国特許法による特許侵害の不法行為の成立を認めることができるかとの点に絞って取り上げます。なお、第1審判決においては、Yらプログラムが本件発明1の技術的範囲に属しないと判断をもって請求棄却判決が下されたため、当該論点についての判断は示されておらず、同論点については本判決で初めて裁判所の判断が示されました。

2. 越境侵害による不法行為の成否について

本判決は、Yらプログラム等が本件発明1の技術的範囲に属すると判断し、かつ、本件特許1の無効の抗弁も成立しないと判断しましたが、かかる判断により侵害品とされたYらプログラムは米国内に存在するサーバから日本国内に所在するユーザに向けて配信されるものであったことから、特許侵害による不法行為の成否の判断において、我が国が採用する属地主義の原則との関係で同プログラムの配信(「本件配信」)が日本国特許法にいう「提供²」に該当するものが問題となりました。

この点、本判決は、Yらプログラムが米国の領域内にある電気通信回線上を伝送される場合が存在するなど同プログラムの

¹ 本件発明1に係る請求項の記載及び明細書上の発明の詳細な説明の抜粋を本稿末尾に引用します。

² 特許法2条3項により、特許発明に係る物がプログラム等の発明の場合には、当該発明の「実施」に「電気通信回線を通じた提供」が含まれると規定されています。

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

配信の全てが日本国の領域内で完結していない面があることは否めないとしつつも、それでもなお、日本国特許法が適用され得ることを認め、次のとおり判示しました。

- 我が国は、特許権について、いわゆる属地主義の原則を採用しており、これによれば、日本国の特許権は、日本国の領域内においてのみ効力を有するものである。
 - しかしながら、本件発明1のようにネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するために、問題となる提供行為が形式的にも全て日本国の領域内で完結することが必要であるとする、そのような発明を実施しようとする者は、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反するというべきである。他方、特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、属地主義には反しないと解される。
 - したがって、問題となる提供行為については、当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう「提供」に該当すると解するのが相当である。
- そして、本判決は、上記で明示された各考慮要素(①提供行為の日本国内外の区別可能性、②提供の制御者の所在、③提供相手の所在、④特許発明の効果の発現場所)につい

て次のとおり判示し、YらによるYらプログラムの提供が日本国特許法にいう「提供」に該当することを肯定しました(丸数字は筆者)。

- 本件配信は、日本国の領域内に所在するユーザがYらサービスに係るウェブサイトアクセスすることにより開始され、完結されるものであって、本件配信につき日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であるし(①)、本件配信の制御は、日本国の領域内に所在するユーザによって行われるものであり(②)、また、本件配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである(③)。さらに、本件配信によって初めて、日本国の領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした本件発明1に係る動画を視聴することができるのであって、本件配信により得られる本件発明1の効果は、日本国の領域内において発現している(④)。これらの事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当である。
- 以上によれば、本件配信は、日本国特許法2条3項1号にいう「提供」に該当する。

3. まとめ

特許侵害行為が複数の国にわたって行われている(すなわち、日本国内で完結していない)事例において、いかなる場合に日本国特許法による特許侵害が認められるかは、ネットワーク社会の拡大及びIoT時代の進展といった社会情勢も踏まえた議論が展開されているところです³。かかる論点について、本判決は、特許侵害品であるプログラムを国外から提供する場合の特許侵害の成否につき、具体的な考慮要素及び判断基準を示したものととして、理論上及び実務上、参考になると考えられますので、ご紹介する次第です。

3 本件と当事者が共通する東京地判令和4年3月24日(東京地裁令和元年(ワ)25152号裁判所ウェブサイト)では、コメント付き動画のコメント配信システムを構成するサーバが米国に所在していたことを理由に日本国特許法における特許侵害が否定されました。同判決は控訴されているとのことであり、知財高裁の判断が注目されます。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

[本件特許1の明細書の記載]

【請求項9】

動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置のコンピュータを、

前記動画を表示する領域である第1の表示欄に当該動画を再生して表示する動画再生手段、

コメントと、当該コメントが付与された時点における、動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間とを含むコメント情報を記憶するコメント情報記憶部に記憶された情報を参照し、前記再生される動画の動画再生時間に基づいて、前記コメント情報記憶部に記憶されたコメント情報のうち、前記動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間に対応するコメントをコメント情報記憶部から読み出し、当該読み出されたコメントの一部を、前記コメントを表示する領域であって一部の領域が前記第1の表示欄の少なくとも一部と重なっており他の領域が前記第1の表示欄の外側にある第2の表示欄のうち、前記第1の表示欄の外側であって前記第2の表示欄の内側に表示するコメント表示手段、

として機能させるプログラム。

【請求項10】

前記コメント表示手段は、前記コメントを移動表示させることを特徴とする請求項9記載のプログラム。

【0002】

従来から、例えば、放送されたテレビ番組などの動画に対してユーザが発言したコメントをその動画と併せて表示するシステムがある。

例えば、地域ごとに放送時間が異なるテレビ番組等に関する掲示板において、テレビ番組の1シーンに対する書き込みを、放送開始からの正味時間に対応させて記憶しておき、掲示板を閲覧する時間が異なっても、以前に書き込まれた内容がテレビ番組のシーンに合わせて表示させるシステムがある(例えば、特許文献1参照)。このシステムによれば、ユーザは放送時間のタイムラグを感じる事がなく、テレビ番組を見ながら、コメントを閲覧して楽しむことができる。

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上述した従来技術におけるシステムを利用すると、以下のことが考えられる。すなわち、動画上に多数のコメントが書き込まれたとすると、コメント同士が重なり合ってしまう、コメ

ントの読みにくくなってしまふ。また、ユーザ毎にコメントを表示する位置を割り当ててしまふと、重なることを解消することができるが、同じ画面上にコメントを書き込めるユーザの数が限られてしまふため、大人数でコメントを交換する面白みが低減してしまふ。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上述した課題を解決するために、本発明は、動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置であって、前記コメントと、当該コメントが付与された時点における、動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間とを含むコメント情報を記憶するコメント情報記憶部と、前記動画を表示する領域である第1の表示欄に当該動画を再生して表示する動画再生部と、前記再生される動画の動画再生時間に基づいて、前記コメント情報記憶部に記憶されたコメント情報のうち、前記動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間に対応するコメントを前記コメント情報記憶部から読み出し、当該読み出されたコメントを、前記コメントを表示する領域である第2の表示欄に表示するコメント表示部と、を有し、前記第2の表示欄のうち、一部の領域が前記第1の表示欄の少なくとも一部と重なっており、他の領域が前記第1の表示欄の外側にあり、前記コメント表示部は、前記読み出したコメントの少なくとも一部を、前記第2の表示欄のうち、前記第1の表示欄の外側であって前記第2の表示欄の内側に表示することを特徴とする。

【発明の効果】

【0012】

以上説明したように、この発明によれば、動画を第1の表示欄に再生させ、コメント情報のうち、動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間が対応づけられたコメントをコメント情報から読み出し、第1の表示欄と一部が重なり他の部分が重ならない表示領域である第2の表示欄における、前記第1の表示欄の外側であって前記第2の表示欄の内側に、読み出したコメントの少なくとも一部を表示するようにした。これにより、例えば、オーバーレイ表示されたコメント等が、動画の画面の外側でトリミングするようにして、コメントそのものが動画に含まれているものではなく、動画に対してユーザによって書き込まれたものであることが把握可能となり、コメントの読みにくさを低減させることができる。

◀ 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商 標

商標法53条の2の適用可否が争われた事例

廣瀬 崇史

PROFILEはこちら

知財高裁(4部) 令和4年9月12日判決(令和元年(行ケ)第10157号)裁判所ウェブサイト(つめ磨き商標事件)

裁判例はこちら

本件訴訟の原告(X)は、指定商品をつめ磨き等とする上段にアルファベットの大文字で大きく「NUDE NAIL」と記載し、下段に小文字で小さく「glass nail shiner」と記載される商標(本件商標)を、平成28年9月5日に出願し、平成29年1月には設定登録がなされていました。これに対して、被告(Y)は、平成30年4月12日に、本件商標について商標法53条の2¹の規定により、商標登録取消審判を請求しました。

当該審判請求前には、概要、次のような経過がありました。

- ・ Yは、韓国において、本件商標と類似の商標(引用商標、なお、指定商品も同一又は類似)の商標権を、訴外のS社と共有していた。
- ・ S社は、平成27年12月に、日本において、引用商標に対応する商標の出願をしていた。
- ・ Xは、平成28年5月頃、訴外のZ社を通じてY商品を輸入していた。
- ・ Xは、平成28年6月10日に、Z社を通じて、S社の日本における登録出願によって生じる権利を、Yが譲り受け、YがXに独占的使用権を許諾する案を提示した。
- ・ Yは、平成28年7月1日、Z社を通じて、Xに対し当該案の採用は難しいとの回答をした。
- ・ 平成28年7月5日、登録料未納を理由にS社の出願は却下された。
- ・ Xは、平成28年9月5日、本件商標について登録出願した。
- ・ Yは、上記Xによる出願を知らず、引用商標を、平成28年12月2日に出願した。

特許庁は、上記経緯を勘案し、商標法53条の2に基づいて、本件商標の商標登録を取り消すとの審決(本件審決)をしました。Xは、本件審決について審決取消訴訟(本件訴訟)を提起しました。本件訴訟で、知財高裁は、本件審決の判断に誤りはなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められないと結論付けています。より具体的には、本件訴訟では、商標法53条の2の要件のうち、①Xが「代理人若しくは代表者」に該当するとの特許庁の判断に誤りがあったか及び②Xによる本件商標の商標登録出願に「正当な理由」がないとした特許庁の判断に誤りがあったかが争われ、いずれの判断にも誤りはないとされています。その概要は次のとおりです。

①について

前提として、商標法53条の2が適用されるためには、本件商標の登録出願がなされた平成28年9月5日の1年前である平成27年9月5日から平成28年9月5日までの間(本件期間)にXがYの「代理人若しくは代表者」であったことが必要となります。知財高裁は、本件期間内にXがYの代表者であったことの主張立証はないから、Xが「代理人」であったか否かが問題となとしました。

その上で、「代理人」の解釈について、商標法53条の2は、輸入者が権利者との間に存在する信頼関係に違背して、正当な理由がなく外国商標を勝手に出願して競争上有利に立とうとする弊害を除去し、商標の国際的保護を図る規定というべきであり、この観点からすると、「代理人」に該当するか否かは、輸入者が「代理人」、「代理店」等の名称を有していたか否かという形式的な観点のみから判断するのではなく、商標法53条の2の適用の基礎となるべき取引上の密接な信頼関係が形成されていたか

¹ 商標法53条の2

登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る。)を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であって当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者によってされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

どうかという観点も含めて検討するのが相当であるとなりました。

知財高裁は、Xは、Y商品を輸入して、日本国内でこれを販売するためにYとの取引関係に入ったものというべきところ、本件期間内のY商品の納入は合計5回、1261万円に上り、決して少ないものとはいえず、さらに、本件期間後の平成29年3月14日まで継続しているとした。また、XとYの関係は、単発の商品購入にとどまるものではなく、継続的な取引関係の構築を前提とするものであり、このことは、Xがわが国における商標の使用権を取得しようとしたこと、さらには、本件商標の登録出願をしたこと自体からも裏付けられるとした。知財高裁は、これらの事情を総合考慮すると、XとYの間には、本件期間内に既に、代理人ないし代理店と同様の取引上の密接な信頼関係が形成されたものと認めるのが相当であり、代理店契約の存否等にかかわらず、Xは、商標法53条の2にいう「代理人」に該当すると判断しました。

②について

Xは、本件商標の登録出願がなされた平成28年9月5日の時点において、YはS社の商標に代わる商標の権利取得を放棄していたのに等しく、他方、Xには、顧客に納入したY製品に付された商標に関する問題が生じることを回避する必要があったため、Xは本件商標の登録出願をするについて正当な理由を有する旨主張していました。

しかし、知財高裁は、概要、次の事情を考慮して、Xは正当な理由を有していないと判断しました。

- ・ 平成28年7月5日にS社の出願が登録料未納付により却下されてから、Xの登録出願までは僅か2か月にすぎない。
- ・ Yが、「長期間」放置したとか、Xのみならず任意の第三者においてS社の商標に代わる商標を登録することが可能な状態を許容していたなどと評価できない。
- ・ Z社は、メールで、Yが同月15日までに引用商標の商標登録出願をする予定であることをXに告げているが、同日までに引用商標の商標登録出願がされなかったからといって、Yが出願の意思を失ったと推認されるものでもない。
- ・ Xは、S社商標ないし将来Yが日本において出願する予定の

引用商標と同一の商標は、本来Y及びS社が韓国において共有する商標に由来すること、また、Yが独占的通常使用権の許諾には簡単には応じられないという意向であったことを知りながら、独占的通常使用権をめぐる交渉中に本件商標の登録出願をした。

本判決は、事例判決ですが、商標法53条の2における「代理人若しくは代表者」及び「正当な理由」への該当性の判断が具体的になされており、実務上の参考となるところがあると考えられたので、紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

著作権

プログラムの著作物該当性

手代木 啓
PROFILEはこちら

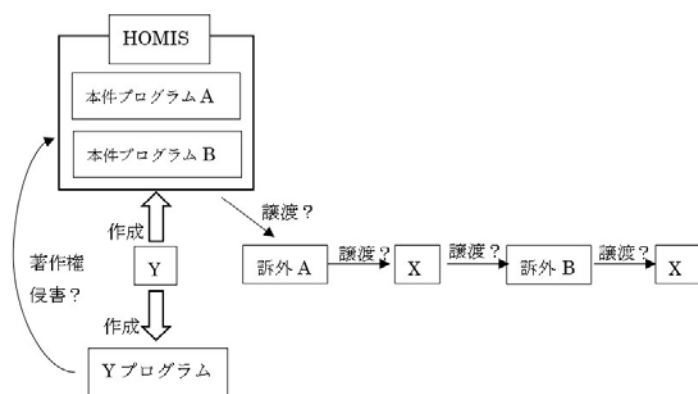
東京地裁(46部)令和4年8月30日判決(平成30年(ワ)第17968号)裁判所ウェブサイト〔在宅医療用アプリ事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、Yが作成したクラウド型の在宅医療電子カルテ及びレセプトシステムを提供するウェブアプリケーションである「HOMIS」を下図の流れで譲り受け、同ウェブアプリケーションに含まれる本件プログラムA及びBの著作権(「本件著作権」)を保有するに至ったと主張するXが、Yに対して、Yの作成した「Yプログラム」が本件プログラムAと同一又は類似の機能を有し、かつ、本件プログラムBと共通するソースコードを有しているため、本件著作権のうち複製権又は翻案権が侵害されたとして、Yプログラムの複製、翻案の差止め、廃棄及び損害賠償を求めた事案です。

本件における主な争点は、本件プログラムA及びBに著作物性が認められるか否かという点であり、結論として、裁判所は本件プログラムA及びBにはいずれも著作物性が認められないとして、Xの請求をいずれも棄却しています。以下では、当該論点に関する裁判所の判断を中心にご紹介いたします。



2 本件プログラムA及びBの構成等

本件プログラムA及びBの著作物性を検討する前提として、裁判所はこれらプログラムの構成や開発経緯等について詳細な事実認定を行っております。

まず、本件プログラムAは、医療従事者がモバイル端末を用

いて、在宅患者の診療情報を記録、参照したり、診断書等の文書を作成してPDFファイルとして表示したりすることができるプログラムであり、これは「PMポータル」というYが著作権を有する組織内外のプロジェクトを効率的に管理することを目的としたウェブアプリケーションのプログラムを基盤として開発されたことが認定されています。

また、本件プログラムBは、ウェブアプリケーション内の複数のモジュールを連結するプログラムであり、患者情報を解析する部分と患者情報をデータベースに保存する部分から構成されることが認定されており、患者情報を解析する部分はオープンソースである「XML_Unserializer.php」というクラスを用いて記述されていることが認定されています。

3 裁判所の判断

裁判所は、本件プログラムA及びBの著作物性を判断するにあたり、まず以下のような規範を定立しています。

「プログラムは、『電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの』(著作権法2条1項10号の2)であり、所定のプログラム言語、規約および解法に制約されつつ、コンピュータに対する指令をどのように表現するか、その指令の表現をどのように組み合わせ、どのような表現順序とするかなどについて、著作権法により保護されるべき作成者の個性が表れることになる。

したがって、プログラムに著作物性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性、すなわち表現上の創造性が表れていることを要する。」

その上で、まず本件プログラムAについては、上述のように

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

「PMポータル」という既存のウェブアプリケーションのウェブフレームワークを用いて作成されていることから、その多くが同ウェブフレームワークを構成するプログラムファイルから構成されており、データの処理や画面の表示などの機能を有する部分も同プログラムファイルを参照して実行されるため、その内容は自由度が制限され、基本的な命令文を列挙して、変数にデータを代入する処理や画面を表示するためのHTML文書が記述された部分が多くを占めている等の理由から、本件プログラムAに用いられている表現はいずれもありふれたものといえ、これらに「PMポータル」を離れた独自の創作性があるとはいえないと判断しています。

また、本件プログラムBについては、「Yプログラム」と本件プログラムBとに共通しているソースコードは、本件プログラムBの患者情報を解析する部分であり、同部分は上述のとおりオープンソースである「XML_Unserializer.php」を用いたものであって、いずれもその仕様に従って記述されたありふれた表現であって、創作性は認められないと判断しました。

4 まとめ

以上のとおり、裁判所は、本件プログラムA及びBにはいずれも創作性が認められないとして、原告の請求を棄却しました。

近年ITが関連する知的財産関連事件は増加傾向にあり、プログラムの著作物性も重要な論点の一つと解されるため、ご紹介いたしました。本判決は、プログラムの著作物性について一般的な規範を示したうえで、既存のウェブフレームワークやオープンソースのクラスを基盤として開発されたプログラムは、その表現において選択の幅が制限され得ることを判断している点で今後の実務の参考になると解されます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

「共同研究開発契約の法務 第2版」

本書第2版では、①経済産業省及び特許庁が新たに公表した「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.0」を踏まえた解説(第3章及び第5章)②スタートアップとの共同研究開発案件における実務上の留意点に関する解説(第5章)③初版発行後に出された重要裁判例の解説(第8章)を追記いたしました。上記①②は、近時、スタートアップが共同研究開発案件に数多く参画する実態が生じていることに鑑み、スタートアップとの共同研究開発案件における固有の問題点を指摘し、実務上の対応について解説したものです。上記③は、初版発行後に共同研究開発関連紛争において注目すべき裁判例が出されていることを踏まえ、その内容を紹介するとともに、本書における契約書条項解説部分において該当裁判例を指摘し、紛争を見据えたうえでの契約書条項作成の留意点を解説したものです。いずれも、共同研究開発案件の適切な管理運営に資する重要な情報であると考えています。また、巻末資料の契約書ひな型についても、表現整備を行いました。本書第2版が、初版と同様、多くの方にご活用いただければ幸いです。



著 者 重富 貴光 酒匂景範 古庄 俊哉

出 版 社 株式会社中央経済社

発行年月 2022年9月

[i 出版社HPはこちら](#)

日本弁理士会中央知的財産研究所 第19回公開フォーラム 「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」

講 師 重富 貴光

書 籍 名 別冊パテント27号

公 開 日 2022年10月26日

出 版 社 日本弁理士会

「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」はこちらからご覧いただけます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。